

第19回教育委員会（定）

開会日時 平成26年 10月 9日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午後 00時04分
開会場所 教育委員会室

出席者

委員	別府明雄
委員	高野佐紀子
委員	青木義男
委員	松澤智昭
委員	橋本正彦

出席事務局職員

事務局次長	寺西幸雄	庶務課長	小林 緑
学務課長	榎木恭子	生涯学習課長	中島 実
指導室長	矢部 崇	新しい学校づくり担当課長	新部 明
学校地域連携担当課長	木内俊直	学校配置調整担当課長	水野博史
中央図書館長	代田 治		

署名委員

委員長

委員

午前 10時 00分 開会

委員長 本日は、5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
ただいまから、平成26年第19回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林庶務課長、榎木学務課長、中島生涯学習課長、矢部指導室長、新部新しい学校づくり担当課長、木内学校地域連携担当課長、水野学校配置調整担当課長、代田中央図書館長の、以上9名でございます。

本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により松澤委員にお願いいたします。

本日の委員会は、2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第41号 東京都板橋区行政委員会の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例案の決定について

(庶務課)

委員長 日程第一 議案第41号「東京都板橋区行政委員会の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案の決定について」、次長と庶務課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第41号。

東京都板橋区行政委員会の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案の決定について。

上記の議案を提出する。

平成26年10月9日。

提出者は、橋本教育長でございます。

東京都板橋区行政委員会の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案の決定について。

東京都板橋区行政委員会の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する条例案を決定し、平成26年第4回東京都板橋区議会に提出するものがございます。

内容といたしまして、教育委員の費用弁償につきまして、平成27年1月1日から、4,000円を3,000円に引き下げるものがございます。

提案理由でございます。

教育委員の費用弁償を平成27年1月1日から4,000円から3,000円に減額する必要があるということでございます。

補足説明につきましては、庶務課長の方から行います。

庶務課長 先般、事務打ち合わせ会の中でご報告をいたしました、この費用弁償につま

しては、区議会が、来年1月1日で、教育委員の皆様の費用弁償と同様に、4,000円から3,000円に引き下げるという情報が入りました。

添付書類といたしましては、議員の関係の費用弁償と、本日、机の横置きになってしまいましたけれども、各区教育委員会のこの費用弁償にかかる状況等についてお示しさせていただきました。

この内訳の大体のところですが、全く費用弁償していないゼロ円というところが2区あります。実費相当分ということで2区、2,000円のところが3区、2,500円が2区、2,000円から3,000円が1区、これは品川区でございます。

3,000円が一番多くて9区、4,000円が2区、これは板橋区を含んでの2区でございます。5,000円が2区というような状況でございます。

このような状況ですので、議会とも歩調を合わせて3,000円というところでご提案させていただきました。よろしく願いいたします。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 議会と歩調を合わせるということで、よろしいかと思えます。

委員長 他の区よりも多いような面もありますので、区の財政も逼迫しておりますから結構だと思います。

では、お諮りします。日程第一 議案第41号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 それでは、そのように決定いたします。

○報告事項

1. 平成26年第3回区議会定例会（9月）一般質問答弁要旨
(教育委員会関係)

(資料1・次長)

委員長 それでは、報告事項を聴取します。

報告1「平成26年第3回区議会定例会（9月）一般質問答弁要旨（教育委員会関係）」について、次長より報告願います。

次 長 それでは、資料1をご覧ください。

9月24、25日の両日に行われました第3回区議会定例会の一般質問でございます。教育委員会関係の答弁でございます。

まず、1ページ目。

市民ネットの五十嵐やす子議員でございます。

新あいキッズの全校導入に向けてということで、拠点内施設での児童の安全担保について、どうなっているのかというご質問がございました。

現在、あいキッズで実施している学校外の活動拠点、具体的に申しますと、旧学童クラブ室等を利用している学校が4校ございます。

来年度から新あいキッズに移行していく学校のうち、志村第二小学校、成増小学校、成増ヶ丘小学校の3校については、学校内の施設整備が整うまで、旧学童クラブ室、これは志村第二小学校については若干離れたところがございますが、成増小学校は向かい側の社会教育会館、また、成増ヶ丘小学校につきましては、赤塚第二中学校の余裕教室を活用するというようなことを考えているところでございます。

いずれにいたしましても、学校外に拠点がある施設については、移動の際には指導員が付き添い、子供たちの安全を確保した上で移動を行うため、通常の職員に加算した人員配置で対応していきたいというように考えておりますと答弁してございます。

続きまして、2ページでございます。

同じく、長瀬達也議員でございます。

危険ドラッグについての小中学校での教育ということでご質問がございました。

現在、小学校6年、中学校3年の保健学習で薬物の危険性について取り扱うことになっておりまして、本区では、「危険ドラッグ」に名称が変更になったことを受け、全小中学校に対して、児童生徒の薬物防止に関する一層の指導の徹底を図るように周知したところでございます。

その下でございますが、民主党の中妻じょうた議員でございます。

区立幼稚園、特に新河岸幼稚園における預かり保育の実施についてということでご質問がございました。

3ページのところでございますが、区立幼稚園における預かり保育などの保育サービスのあり方については、区立幼稚園の方向性を検討する中で、保護者ニーズや周辺地域の保育需要、民間事業者の状況等を踏まえ、慎重に検討を行っていくということで、新河岸幼稚園についてはある程度方向が出てございますが、高島幼稚園での検討について答弁をしてございます。

その下、民主党の佐藤としのぶ議員でございます。

国際交流に関連しまして、教員の相互交流、あるいは学校教育の英会話力の強化についてのご質問がございました。

教員の相互交流については一定の効果があると考えてございますが、長期の研修等については補充等の課題があり、なかなか実現の可能性が難しいというように考えております。

また、各学校に配置しておりますALTのさらなる活用の充実を図り、英語力を身につけることができる授業の実現を目指していくというように答弁してございます。

続いて、自民党の大野はるひこ議員でございます。

4ページの一番下のところでございますが、いじめ防止対策基本方針の策定に

向けた取り組みについてということで、区の取り組みの進捗状況についてご質問がございました。

「東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例」が10月1日に施行されてございます。

この条例の施行を受けて、区長を長とするいじめ問題対策連絡協議会、教育委員会の附属機関であるいじめ問題専門委員会を組織していく予定であるというように答弁してございます。

また、これらの会議体での協議を経て、いじめ防止対策基本方針を10月中に策定していくというようにお答えしてございます。

続きまして、6ページでございますが、自民党の川口議員でございます。

教育支援センターの整備状況ということでご質問がございまして、平成27年4月の開設に向けて、子供たちの豊かな学びと育ちを支援するセンターとして特色が4つございますが、そういうものを充実していきたいというようにお答えしてございます。

本日、後ほど、指導室長の方から、今の取り組み状況等についてご報告いたします。

続きまして、その下、佐々木としたか議員でございます。

中央図書館のあり方の検討及び今後のスケジュールということで、一番下でございますが、学校跡地の活用による中央図書館の建設についてということでご質問がございました。

現在の中央図書館を中央館として、地域館を取りまとめる役割と常盤台の地域図書館としての2つの役割を担っているわけでございますが、図書館の立地の地域バランスを考慮しますと、現在の中央図書館が建設されている上板橋・常盤台地域を奉仕圏域とする図書館が必要となってくると思います。

こうしたことから、現在、改築の場所の検討を進めておりますが、今、想定されております学校跡地等の活用については難しいのではないかとというように答弁してございます。

続きまして、8ページでございます。

教育ビジョンの策定に向けてということで、今後の調整、検討の対象をどのように考えているのかということで、全国的な教育課題との関連についてご質問がございました。

小中一貫校及び6・3制の改革については、今後の国の動向を注視してまいります。小中一貫教育カリキュラムを見直して、充実を図り、小中連携教育をさらに促進してまいりたいと考えております。

また、教科センター方式につきましては、赤塚第二中学校の平成26、平成27年度の状況の検証を強化し、学級数による影響や建築コストなどの課題も踏まえ、次期改築計画に反映していきたいと考えております。

また、不登校など、自宅において学習ができる教育環境の整備についてもご質問がございまして、フィードバック学習のeラーニングを平成27年度中に整備していくというように答弁してございます。

続きまして、2日目でございます。

10ページ。なんば英一議員、公明党でございます。

こちらは、新あいキッズにつきまして様々なご質問がございました。

特に、現在と学童クラブ時代との経費の比較ということでご質問がございました。あいキッズの事業開始前の平成20年度につきましては、学童クラブと放課後子ども教室の経費の合算で、1校当たり2,768万円、児童1人当たり6万5,000円の経費を要してございましたが、平成26年度のあいキッズ事業の経費は、1校当たり3,199万円、児童1人当たり7万6,500円と増額されてございます。

このことにより、全ての児童に対して分け隔てなく同じプログラムを提供するあいキッズの充実が図られましたが、学童クラブの待機児童の解消、学校施設の活用による安全性の向上、安全に配慮した有資格指導員の人員増と資質の向上、全利用児童を対象とした入退室の名簿の廃止、就労家庭のための利用時間の延長、長期休業中の安全な居場所の確保、多様なプログラムの提供による児童の健全育成などが図られているという効果について答弁をしております。

続きまして、12ページでございます。

公明党の稲永議員でございます。

中央図書館とのあり方についてということで、絵本館との複合化とくつろぎ空間の創出ということで、今の新しい図書館に求められている課題についてご質問がございました。

現在の中央図書館を近隣に移転して改築する場合には、いたばしボローニャ子ども絵本館との複合化を検討してまいりたいと考えております。

また、現在地で地域図書館として改築した場合には、延床面積の確保が困難なため、ボローニャ子ども絵本館との併設は難しい状況でございますが、別の図書館に中央機能を持たせる場合についても、ボローニャ子ども絵本館との複合化を検討していきたいと考えております。

また、くつろぎ空間の創出につきましては、中央図書館を改築する際には、居心地のよい魅力ある図書館として整備していきたいというように答弁させていただいております。

続いて、13ページ、公明党の佐藤康夫議員でございます。

全体として、生活困窮者自立支援法と子どもの貧困対策大綱の教育支援についてというご質問でございます。

子どもの貧困対策大綱については国の方でまとめて示されているところでございますが、今後、具体的な対策が必要になってくるかと思っております。

教育委員会といたしましては、生活保護世帯など、生活困窮世帯の子供を対象にした学習支援について、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援以外に、各学校では放課後や夏季休業中の補修教室を実施して対応してございます。

また、教育課程以外では、あいキッズやいきいき寺子屋での学習支援、社会教育会館における中高生の勉強室などの活用により、基礎学力向上の取り組みを推進しているところでございまして、今後も充実していきたいと答弁してございま

す。

続きまして、14ページ、共産党の荒川なお議員でございます。

スポーツ施設の充実を求めてということで、青少年センターのスポーツ機能、あるいは社会教育会館の機能存続についてご質問がございました。

青少年センターについては、現在、2カ所の社会教育会館をベースに考えておりました、スポーツの場としては、ダンスや卓球のプログラムを想定しております、広いスペースを必要とするサッカーやバスケットボールなどのスポーツについては社会教育会館では対応が難しい状況にありますので、体育館等、他のスポーツ施設との連携を図っていきたいというように答弁してございます。

また、社会教育会館がなくなるのではないかとという危惧がございましたご質問でございますが、社会教育会館を有効活用していくということを考えておりました、中高生、若者からシニア世代までの生涯にわたっての学び、交流ができる場として整備することを検討していくということで、社会教育会館の果たしている役割は継続していくというようにお答えしてございます。

最後に、15ページ、共産党のかなざき文子議員でございます。

新あいキッズと子ども・子育て支援法との関係ということで、将来基準に基づいた新あいキッズの対応を求めるというご質問でございます。

こちらにつきましては、放課後児童健全育成事業につきまして、国の方で新たな基準が示されてございまして、国の方では、従うべき基準といたしまして、職員配置について決めてございまして、これは概ね40人以下の単位ごとに2名以上配置する、うち1名は保育士等の有資格者を配置するというようにしてございまして、新あいキッズの学校については、この基準を全校で満たしております。

また、参酌すべき基準であります施設面積、開所時間等につきましても、本区においては国基準に準拠して実施してございまして、新あいキッズ事業におきましても概ね満たしてございまして、これが財源確保につながるように取り組んでいきたいというように答弁しているところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 7ページの不登校改善重点校事業というところで、この重点校が小学校2校、中学校3校ということなんですが、具体的には、学校はどこですか。

指導室長 調べてきますが、昨年度の不登校の子供さんが比較的多かった学校を指定して文部科学省の方でお金をつけてくれる事業として、子供と家庭を結ぶような、そういう支援員さんを配置してくれる、そういう事業です。

調べておきます。

委員長 各委員さんから、多分、教育のために色々なご質問なり、ご提案をいただいている。それに対しまして適切な答弁をされていると思います。

若干、感じたことを申し上げれば、修学旅行は勉強ではありますがけれども、半分は楽しみな部分が多いので、その辺も斟酌していただきたいと思ひますし、歴史とか文化、板橋にないものを見てくるとか、体験するという部分が大事ではないかなと思ひております。

それから、協議会につきましては、教育委員会が先頭に立って協議会の運営をということですが、教育委員会が先に立つと、押しつけられたという印象がどうしても強くなってしまふので、協議会委員さんの意見を斟酌しながらという方がよろしいかと思ひます。

それと、あとは外国人に対しての対応というのもありましたけれども、必ずしも英語で対応する必要はないと思ひておひまして、美しい日本語でおもてなしするというのもいいのではないかと思ひております。

あとは、学習支援は、金銭で塾代を支援するというのもありますけれども、そうではない、実際の学習で支援するという方がよろしいかと思ひております。

とりあえず感じたのはそのぐらい。

あとは、外国人英語指導員による英語教育でボローニャというのもありますけれども、多分、イタリア語をやるところはないので、これはないと思ひました。

指導室長 先ほどの学校名が分かりましたので、お伝えします。

高野委員 はい。

指導室長 小学校2校は、志村坂下、高島第二、この2校です。中学校3校が、板橋第二、志村第四、西台、都合5校ということでございます。

高野委員 ありがとうございます。

これは、先ほど、室長が言われたように、前年度、そういう不登校者の数が多かったところがということですね。

指導室長 そこと、校長先生と話をして、「では、受けて研究してごらんください」という形で指定をしています。

高野委員 では、支援員の方が来てくださったり、重点的に取り組んだ結果というのは、またご報告いただけますか。

指導室長 年度末に、結果としては出るということです。

高野委員 はい。

委員長 ほかに、ございますでしょうか。よろしいですか。

(はい)

○報告事項

2. 文教児童委員会報告（H26. 9. 30、10. 2）

（資料2・次長）

委員長 では、次に、報告2に移ります。「文教児童委員会報告（H26. 9. 30、10. 2）」について、次長より報告願います。

次長 それでは、資料2「文教児童委員会運営次第」をご覧ください。

今回は、案件が多かったもので、9月30日と10月2日の2日間にわたって開催されました。

まず、専決処分の報告につきましては2件ございまして、1件目が、学童クラブにおけるアレルギー食物の補食にかかわる賠償の件ということで、子ども家庭部の所管でございます。

2つ目が、部活動の乗用車損傷にかかわる賠償の件ということで、これは教育委員会でも報告をした案件でございます。

続いて、平成26年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の結果についてということで、既に教育委員会でご決定いただいているものについてご報告をいたしました。

議論の中で出たことで何点か申し上げますと、1つは、スクールソーシャルワーカーの導入について、現在、STARTで対応している、スクールソーシャルワーカー的な役割を果たしているというようになってございますが、様々な家庭状況もあるので、設置について検討できないのかというご意見がございました。

また、この点検・評価にかかわる外部評価委員の構成についてご質問がございまして、委員が長期間に固定化することについては好ましくないのではないか、見直しすることも必要なのではないかというご質問も出てございます。

あと、後ほど出てまいりますいじめの問題の関係とも重複しますが、ネットトラブルへの対応ということで、インターネットだけではなく、メール、ラインへの対応も必要なのではないかというようなご意見も出てございます。

続きまして、4つ目でございますが、板橋区子ども・子育て支援事業計画中間のまとめについてご報告いたしました。

特に幼稚園の関係につきまして質問がございまして、この制度では、現行と新制度に移行した後もそれぞれ幼稚園の判断により対応できる部分がございますが、新制度に移行した場合に、幼稚園の収入が現行よりも増えるのか、減るのかということでご質問がございました。

現時点では就学助成で対応しているところでございますが、新制度では公定価格によって統一的な利用料ということになります。この制度に移行することによりまして、幼稚園の収入が減ってしまうというようなことも全国的に言われているところでございます。

どの程度になるのか現時点では把握できませんが、今後、対応をしていきたい

というようにお答えしておりますのと、そういうことを踏まえて、新制度に移行する状況についてご質問がございまして、個人立の幼稚園につきましては、今回、平成27年4月が一回限りの移行のチャンスということになってございます。

他の法人の幼稚園につきましては、4月以降、いつでも新制度に移行できるということになってございまして、いずれの場合をとっても、今後も私学助成を続けるということになりますので、そこの齟齬が出ないような対応ということで考えていきたいというように答弁してございます。

具体的に、新制度に移行する予定の幼稚園は5園、移行しない幼稚園は27園というように今の時点では伺っております、また、10月以降、改めて調査していきたいというように答弁してございます。

続きまして、文教児童委員会関係補正予算の概要についてでございますが、こちらについても既にご報告しているところでございますが、特に金沢小学校の増築に伴いまして、今後、大型マンションが建設された場合、金沢小学校、加賀中学校への影響についてご質問がございました。

さらに、今、想定しているマンション以外にマンションが建設された場合、かなり広大な敷地が残っておりますので、400戸なり、500戸というようなマンションも想定されるところでございますが、その場合でも、現在も増築が必要な金沢小学校については、学級の状況が24学級を相当超えてしまうというような、30学級になるかもしれないというような規模も想定されますので、対応としては非常に厳しいものがあるというように考えてございます。

通常、24学級程度でないと、それ以上になりますと学校をつくればいいんですけれども、体育館の問題ですとか、特別教室の問題ですとか、職員室の問題と色々別の要因が出てきますので、厳しい状況にあるというようにお答えしてございます。

続きまして、区立幼稚園のあり方の検討につきまして、ご報告をいたしました。

ここでは、今後の対応についての確認がございました。また、障がい児、特に発達障がいの子供に対する対応で今後さらに充実が必要なのではないかというようなご意見もいただいております。

続きまして、10月2日ですが、いじめ防止対策基本方針の概要について、報告をいたしました。

ここでも、インターネットによるいじめ、特にライン等の対応について、委員から様々な指摘がございました。

また、条例が対象としている4、5歳児への対応について、どのような対応がなされるのか。また、16歳から18歳について、区と都の対象としての役割分担等についてご質問がございました。

続きまして、「新しいキッズに係るアンケート及びモニタリング調査」の結果報告でございますが、こちらについては、利用状況について、低学年の利用は進んでいるけれども、高学年の利用率が低いということを区の方で報告いたしましたところ、どの程度の利用率を想定しているのかということで、事業の目標数値は50%に置いているというようにお答えいたしました。必ずしも高学年の児

童は、あいキッズで遊ぶだけではなく、様々な遊び、あるいは活動があるので、そこに、今、中心のターゲットをとらなくてもいいのではないかというご意見も出てございます。

また、補食、おやつを提供について、かなり様々なご意見がありましたので、この場でも、文教児童委員会でも補食のあり方、時間等の考え方について、再度、点検をしていくということと、必要があれば、弾力的な運用を図っていきたいというようにお答えしてございます。

また、もう1つの課題として、宿題についてもご意見が出てございまして、宿題をちゃんとやらせてほしいという意見があるけれども、どのように答えていくのかということでご質問がございました。

あいキッズの方では、指導員が声かけをして、宿題をやる環境を整えているというように答弁してございますが、家庭での学習というのにも意義がございますので、そちらの方もまた改めて周知をしていく必要があるのかというように考えてございます。

続きまして、議題に移りまして、議案第60号「東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」につきましては、子ども家庭部所管のものでございます。

第61号「東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」につきましては、先ほど申しました新制度に移行する幼稚園の関係のもの、あるいは放課後児童健全育成事業にかかわるもの等がございまして、ご意見が出たところでございます。

幼稚園についても最低人数の考え方等についてご意見が出ましたが、評決をとりましたところ、賛成多数で可決されております。

続きまして、陳情第127号「子ども・子育て支援新制度」実施後も、板橋区の保育水準を維持し、認可保育園の増設による待機児の解消を求める陳情」でございまして、こちらについては、ほとんど子ども家庭部の所管でございまして、1項目だけ板橋区の新あいキッズに国の放課後健全育成事業にかかわる奨励基準を取り入れてくださいということで、陳情項目として上がってございます。

こちらについては、先ほどご説明いたしました、従うべき基準である職員配置については満たしていること、参酌すべき基準である施設の状況、あるいは開所時間、その他、色々ございまして、それについては基本的に満たしているということでご説明してございますが、全会派一致で継続審査となつてございます。

続きまして、陳情第128号「新あいキッズの制度内容の変更を求める陳情」、こちらにつきましては、5項目の陳情項目がございまして、全て教育委員会の関係でございまして。

まず、きらきらタイムの子供たちの専用室の設置、2項目が、きらきらタイムに1クラス40人前後の定員を設けること、3項目、きらきらタイムに1クラス2人以上の職員を配置すること、4項目、新あいキッズを土曜日に開設すること、5項目、特別な支援を要する子供も差別なく参加できるようにすることということで陳情項目が上がってございまして、様々なご意見が出て、審議をいただきま

したが、今回は、全会派一致で継続審査ということになってございます。
長くなりましたが、以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 幼稚園について、色々と制度が変わることを、ここでもご説明いただいたんですけども、保護者の方のお話を聞くと、具体的に入園の手続などが始まるんですけども、幼稚園自体がはっきり決まっていないうということもあるかと思うんですけども、その辺が非常に分かりにくいという声をいただきました。

それと、あと、金沢小学校の件で、24学級以上になると、というお話があったんですけども、今回、色々な学校の運動会に行ってみて、行事の面でも、児童数が多いところは、見に来てくださる観客の方も非常に多くなるので、そこでの安全面など、観客の方同士のトラブルとか、そういうのもちょっと耳にしましたので、適正規模というのが非常に大切だなという印象を受けました。

学務課長 子ども・子育て支援新制度については制度自体が非常に分かりにくいもので、区の方としましても、制度の概要については広報いたばし等でご案内しているんですけども、子ども家庭部の方で、今後、パンフレット等を作成して周知するというのを聞いております。

区立幼稚園に関しては、来週以降、在園児の保護者と新しく入園を希望される保護者の方々に対して、新制度についてご説明する予定ですので、よろしく願いいたします。

学校配置調整担当課長 金沢小学校の適正規模なんですけれども、教育関係以外の部分で、問題が出てくると思ってございます。今後の推移を注視しながら、適正規模を考えていきたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

委員長 ほかに、ございませんか。

あいキッズに関して、宿題は家庭でやるというお答えは非常に結構だと思います。とにかく、あそこでやってしまうと、何となく家庭に帰ってからやらなくていいんだというイメージになりますし、あいキッズはせっかく友達がたくさんいるんですから、その子たちと一緒に何かできるようなことをやって、家庭では、保護者に見てもらいながら1人で宿題をやるというのがいいかなと個人的には思っております。

では、なければ、次に移ります。

○報告事項

3. 人事情報（都費職員 平成26年9月分）

（指－1・指導室）

（区費職員 平成26年9月分）

(庶一 1・庶務課)

委員長 報告3「人事情報」について、初めに、都費職員について指導室長から、続いて、区費職員について庶務課長から報告願います。

指導室長 資料「指一 1」、都費職員についてでございます。
例月の報告です。

9月末の現在の教職員数ですが、括弧内の休職者を含めて1, 835。8月末から1名の減です。

増えた要因の2名は、副校長が2名、北前野と中根橋が新しい副校長を迎えていますので、それで増えているのが2人です。

減要因は、今の2人の副校長が入る前に、中根橋の副校長が校長に昇任が1件、休職が1件、上板橋第二小学校から主幹教諭が他校の副校長に出たというのが1件で、減要因が3です。

休職者が全体として102名で、これは9名の増となりました、括弧内の数字です。育児休業に入った者が6名で、病気休職に入った者が3名でございます。

病気休職は、メンタルが12名いる状況になっておりまして、例年より現時点では多いという状況です。

それから、2番の期限付任用教員ですが、これについては5名採用しましたので、増要因として5で、25になりました。

3番の非常勤職員についてですが、学習指導講師が148となっております。

154が定数ですので、若干まだ満たない状況にありますけれども、今、穴埋めをしている状況でございます。

(2) 以下は、変更はありません。

指導室は、以上でございます。

庶務課長 区費職員の関係につきましては、一般職員、非常勤職員とも増減はございません。

以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

メンタルの病休が12名ということで、これは一般企業に比べて多いのか、少ないのか、よく分かりませんが、でも、何となく多いような気がしますけれども、できるだけそうならないような環境に持っていただきたいということしか言えないかと思っております。

よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 第13回櫻井徳太郎賞応募状況及び櫻井徳太郎賞「郷土文化賞」の創設につ

いて

(生－1・生涯学習課)

委員長 次に、報告4「第13回櫻井徳太郎賞応募状況及び櫻井徳太郎賞「郷土文化賞」の創設について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、「生－1」をご覧ください。

「第13回櫻井徳太郎賞応募状況及び櫻井徳太郎賞「郷土文化賞」の創設について」、ご説明させていただきます。

第13回目を迎えました応募状況でございます。

まず、1点目の募集方法及び応募締切でございます。

(1) 募集方法につきましては、①から⑤のように、ホームページ、広報いたばし、ポスター掲示、公募ガイド等に掲載依頼をするなどによりまして、募集に努めたところでございます。

(2) 応募の締切日は、高校生の部及び一般の部が10月3日、小・中学生の部が9月5日として、既に締め切ったところでございます。

次に、2点目の応募状況でございます。

一般の部が11編、高校生の部が52編、小・中学生の部が278編で、内訳は小学生が4編と中学生が274編でございました。

件数について、昨年度に比べますと、一般の部は3編多くなっております。

小学生及び中学生の応募は減少しておるところでございます。

また、高校生の部が、数字で言うと増加しているような状況でございます。

3点目の今後のスケジュールでございます。

第1回の審査会を11月6日に開催いたします。また、第2回目の審査会を12月2日に行う予定でございます。

授賞式を来年3月7日土曜日の午後から、文化会館大会議室で行う予定でございます。ご出席を、またお願いしたいと思っております。

4点目は、裏面の方をご覧ください。

(仮称)「郷土文化賞」の創設についてでございます。

櫻井賞は、3部門の論文、作文の応募を基本としておりますが、賞の趣旨文の最後でございます、地域の郷土文化研究普及に貢献した団体を表彰するという点から、以前に教育委員さんからのご意見もいただきまして検討してきたものでございます。

そして、①「地域を活かす立場から研究を進める人材育成」、②「次代を担う青少年の地域研究の奨励」、③「郷土愛を育む」の何れかに該当し、そして、郷土文化発展等地域貢献に著しく寄与した個人及び団体を表彰対象とするというものでございます。

評価の方法は、生涯学習課文化財係内で理由書をつけた候補を、一旦、教育委員会にご報告させていただきまして、櫻井徳太郎賞審査会にて審査委員さんの合議によって決定していこうと考えてございます。

より具体的にお話ししますと、今回の対象としましては、まず、概ね20年の

活動実績のある郷土史研究、あるいは伝統芸能、伝統工芸、史跡保存活動等を対象としまして、加えて、独創的に地域の紹介出版物の刊行や普及活動をしてきた団体、あるいは個人としまして、区が実施した褒賞の内、区政及び地域功労賞受賞者を対象としないということを考えております。

団体においては活動実績及び成果物、個人においては出版物等により、第三者評価ができる成果物があるという方に制限を加えております。

対象者は、板橋区在住、在勤者または活動拠点が区内にある団体から、先ほどお話ししましたが、文化財係の方が選定しまして、教育委員会への報告を行います。そして、審査委員の意見聴取、そして、委員の合議により採決していただきたいというように思っております。

なお、賞は賞状のみといたしたいと思っております。

なお、第1回目の審査会で、審査委員さんにこの件についてご協議をいただき、候補の教育委員さんへのご報告は11月の教育委員会でご報告させていただきたいと思っております。

審査会の決定としましては、第2回目の審査会で行うこととなります。

ご説明の方は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 この郷土文化賞というのは、今年度からしていただく。

生涯学習課長 はい。

高野委員 以前委員長の方から、一般の部ではなかなか板橋の方が少ないというご指摘がありました。板橋でも地道に活動されている方を表彰していくという大変いいことだと思います。

委員長 対象として、伝統芸能、伝統工芸。これは、伝統芸能をやっている人ではなくて、その伝統芸能を研究している。

生涯学習課長 そうですね。そういうような形で、今のところ考えておまして、具体的には、審査会がございまして、審査委員さんの方に、もう一回、櫻井徳太郎賞の趣旨等も色々と検討していただいて、それに沿うような形にしていきたいと思っておりますので、また、この件については、審査会後に教育委員会の方にご報告させていただきますので、話を進めてまいりたいというように思っております。

委員長 何となく、伝統芸能の保存会が幾つかありますけれども、その辺を順番に表彰していくということはないような形がいいかなと思っております。

生涯学習課長 はい。

委員長 それでは、また、その辺は色々ご検討いただければよろしいかと思ます。

○報告事項

5. 平成26年度「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」
(東京都統一体力テスト)の結果について

(指-2・指導室)

委員長 では、報告5に移りまして、「平成26年度「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」(東京都統一体力テスト)の結果について」、指導室長から報告願います。

指導室長 資料は「指-2」ですが、薄い方と緑色の表紙がついたものの2つがあるかと思ます。

まず、薄い方から説明させていただきますが、指導室で平成23年度から、体力向上推進委員会というのを設けて、昨年度までで3年たちましたので、その3年間の推移をまとめたものが薄い方です。

それについて、先に説明をします。

1枚めくっていただきまして、1ページに行動体力、いわゆる体力の3年間の推移を載せたものです。

これを見ますと、小学校については、若干ですが、ポイントが上がっている。平成23年度を50とした場合ですので、52か51ぐらいの間でいっているかと思ます。

6年生については、さほど上がった様子は見られないというのが小学校の状況です。

中学校については何とも言えないような感じですが、横ばいか、若干落ちているのかなという状況です。

3年間の推移だけなので、もう少し見ないと分からないかもしれませんが、全般的な状況はこういう状況です。

続いて、2ページです。

体力向上についての種目別のものをこれ以降にまとめています。

「▼」が落ちたもの、「△」が上がったもの、「-」が横ばい、こういう記号をつけています。

全体的な傾向としては、上がっている状況にあるかなというようには見ていいかなと思っています。

3ページ以降は、種目別です。

一つ一つやっていくと時間がかかりますが、例えば、握力は低下傾向にあります。握るという動作が生活から減ってしまっていて、指1本で何でもできる状況になっているので、どう握ったり、つまんだりさせるかというところが課題かなと、こんな感じの分析になっているかと思ます。

めくっていきますと、4ページは上体起こし、腹筋運動みたいな、ああいうや

つです。それから、3番の長座体前屈というのは、座って前にかがむものです。これは上がっています。

それから、6ページは反復横跳びで、敏捷性をはかるものですが、これは上がっています。

7ページの持久走と、裏面にありますシャトルラン、これは横ばいか上昇傾向です。ただ、そうは言っても、全体のレベルとしては、この持久力は弱いです。

それから、9ページの50メートル走、それから、裏面の立ち幅跳び、ソフトボール、ハンドボール投げについては横ばいになる。投げる動作は若干落ちている。

12ページは、全体の図になっています。

13ページは、今年度の結果になっていますが、先ほどお話ししたとおり、シャトルランの種目が若干弱いというのが本区の結果です。

平成26年度の国と都のやつは、体育の日に大体出ますので、今年度の国や都の傾向は、今のところ分かりません。これは、今、板橋区の状況です。

14ページ以降が、防衛体力という保健の関係のもので、主に生活習慣と心の健康について3年間取り組みをしてきた結果です。

結果については、16ページにグラフで載せています。

ここで見ていただきたいのは、上の睡眠時間ですが、5年生と中2について色の薄いのは、8時間以上寝ていますというグラフになりますが、8時間以上寝ているという子供が増えたというような状況になっています。

中学生についても、よく寝るような努力をしているかなという状況が若干伺えます。

下ですが、テレビの視聴時間。右側の黒いのが3時間以上見ているという子供たちですが、若干減っている状況があります。

テレビの視聴時間については、学力テストとともにこの前もご報告しましたが、あの学年は小6と中3なので若干状況は違うかと思いますが、小5と中2に関しては、子供たちは少し寝るような意識が家庭でも育ったかなという兆候が伺えたかなというように思います。

それから、1枚めくっていただいて、最後に18ページ以降が食に関することとございます。

19ページ以降にグラフでまとめていますが、「食事することは楽しいですか」という設問に対して、「楽しい」と答えている、感じている割合が増えているということで、団らんを含めて、そういうことが浸透してきているかなと。

最後に、20ページ、21ページは朝食の欠食と3食のバランス。

これは朝食ですけれども、若干ですが、朝食を食べる率が上がっているようにも見えるか、余り変化はないかなという感じです。

それから、21ページには、給食で嫌いな食べ物をどうするかということですが、食べようと頑張っている意識が若干上がっているものの、中学生はさほど変わらないか、むしろ低下しているという状況。これは3年間全体の流れです。

それから、もう1つの緑色の表紙の資料ですが、これは昨年度自体の報告書になります。

主に見ていただきたいのは、28ページのところまで一気に見ていただくと、大きいページが1枚出てくるかと思います。

昨年度から取り組んでいるのが「板橋走快プロジェクト」という、先ほどのシャトルランが低いというところから、全身の持久力を伸ばすために、家でも色んなことができるでしょうか、学校でもできるでしょうかというのを中心にやっております。

これは、家庭向けに配付しているものでございますので、家庭でも、普段、休みの日に子供たちと遊んだり、色んな所に連れていってくださいなという働きかけをしているというところでございます。

もう1つ、今と同じところが46ページに、走快プロジェクトの内容がグラフに載っています。

大きいペーパーが挟まっているページですが、左側のグラフから分かりますとおり、東京都、全国比較でも、シャトルランや持久走がうちは落ちるというところで、このプロジェクトを昨年度から取り組んで、今年で2年目に入っているというところですよ。

これの細かい結果はこれから出てくることになろうかと思っておりますので、改めてご報告させていただきたいと思っております。

以上です。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松澤委員 非常に分かりやすく説明をいただきまして、子供たちは純粋というか、はっきりしているので、多分、キャンペーンとかそういうのを張ると、すぐ影響が出ているんじゃないかなというのを感じたので、こういった睡眠時間ですとか、食事のことですとか、あとは、この運動のことにに関して、これからはちょっと引き続きやっていただいて、もし、こういう成果がかなり顕著に出ているということであれば、学習面の方も非常に参考になるのではないかなというように思って、こういう形でどんどんやっていただければというように思います。

あと、もう1点。こういったものを指導室の方でやられていて、そのフィードバックではないですけども、実際にそういうことが浸透してやられていく過程で、学校の先生とか保護者の方にどれぐらい浸透されているかというのを、また、あわせて聞かせていただけると、結構、浸透してきたなというのでも分かるのではないかなというように思っています。その辺はお願いしたいと思っております。

指導室長 今日のこの2つの資料は、明日、定例会校長会がありますので、各学校にお示しします。

この緑色の方に、各学校でこういう実践をしていますというのが、今日、説明を余りしていませんでしたが、それぞれ載せてありまして、ほかの学校の実績の

情報交換をしながら、うちで取り入れられるものをやっていただくことになり
ます。

保護者の方々がどういう思いをされているかということはリサーチをしており
ませんので、それは検討していきたいなと思っています。

この3年間で一区切りというわけではなく、これを、当然、この後も継続して
いきますが、委員から言っていた、何か、こういうキャンペーンとか、色
んな取り組み等を学校にどう今から入れていくかというところは考えていき
たいと思っています。

青木委員 1点、教えてください。持久走のデータが出ているんですけども、こちらの
緑の51ページに書いてある「1,000メートル」というのは間違いですか。

指導室長 同じです、ものとしては。

青木委員 はい。分かりました。

指導室長 中学校は持久走とシャトルランを選択できるので、どちらの種目を選んで
もいいことになっています。小学校はシャトルランだけです。

青木委員 基本は1,000メートルということですね。

自分の時代は1,500メートル走っていて、そのころの時間とちょっと比
べてみますと、随分長くなっているなという印象を受けたのです。

あと、もう1点。先ほど、睡眠時間8時間以上が増えているというお話があ
ったんですけども、これはよけいな心配なんですけれども、寝過ぎているとい
うのは。睡眠時間の適正というのが、多分あるのかなと思っています。

指導室長 一応、8時間以上を推奨しています。低学年になれば9時間という言
いはしています。上の学年にいくほど寝る時間も遅いものですから8時間をキ
ープするのは大変なんですけれども、翌日の教育活動のことを考えても、その
ぐらいが必要だということをアピールしているところです。

青木委員 全体的な傾向としては、上手く適正な時間に落とし込んでいるとい
う理解でよろしいですか。

指導室長 そういう努力をしていただいていると思います。

青木委員 ありがとうございます。

高野委員 色々な小学校で、マラソン週間ですとか、なわとび週間とかで、運
動に集中的に取り組んでいるのをよく見かけるので、そういうのは大変いい
と思います。

家庭に対する働きかけのプリントを配付していただいたということなんですけれども、土曜日の午後とか日曜日の午後に遊び場としての校庭開放が余り利用されていないようなところもあるかと思うのです。

遊び場としては、一番自由に走ったりできるようなところなので、もっと利用があってもいいのかなというようにいつも感じているんですが。

指導室長 子供は結構知っているかと思います。休みの日に学校に来ていいと。地域の方のスポーツ団体が使っているときは難しいかなという状況はあるかと思いますがけれども、その点、子供は分かっていると思います。

学校地域連携担当課長 主に土曜日、日曜日の午後が「子どもの遊び場」ということで、校庭を自由に利用でき、遊具の貸し出しもしているところです。平均的に、1校当たり、1回について20名前後というような利用人数でございます。校庭を午後の時間ずっと使えるので、20人だとちょっと少ないかなというところでは感じているところです。

委員長 各校の事例が出ているということでございましたけれども、先日の報告では、小学校ではなかなかほかの研究成果を利用していないというようなお話がありましたので、ぜひ、他校でよい部分は自分のところでも取り入れていただけるようにご指導いただけたらよろしいかと思っております。

○報告事項

6. 平成27年度開設に向けた板橋区教育支援センターの事業についての中間報告

(指-3・指導室)

委員長 では、報告6に移ります。「平成27年度開設に向けた板橋区教育支援センターの事業についての中間報告」について、指導室長から報告願います。

指導室長 資料「指-3」でございます。

あと半年後に迫りました教育支援センターの開設の中間報告をさせていただきます。

現在、教育委員会の事務局の中で、教育委員会の組織やセンターの施設に関する部会、それから研究・研修関係の部会、教育相談にかかわる部会、地域人材・コーディネーター部会をそれぞれ設けて検討を進めてきている、その結果の報告ということでございます。

1枚めくっていただきまして、9月29日に第7回の運営会議がありまして、その報告を受けたものの資料を今日はお配りしております。

3枚目ですが、組織施設部会については、教育支援センターの所長を、課長級のポストを1名増で、現在、要求しております。

また、係としては、教育支援係という学校現場にかかわる係と、それからIC

Tの係、教育相談にかかる係ということは今考えております。

センターを開ける時間は、基本方針にあったとおりで、夜9時までを原則としまして、土曜日にも開場するというところでございます。

今後ですけれども、11月7日に竣工式がありまして、教育委員の皆さんにもご案内が行っているかと思えます。

その後、引っ越しがありまして、3月26日に、ここで開所式を教育委員会として行うというところになります。

続きまして、次のページですが、研究・研修に関する部分。これは、学校の教員に関する部分となります。

研修の事業としては、これまで指導室がやっている研修に加えて、新しい研修を加えていくということでこれまでも進んできているところでございます。

研究に関しましては、ICTの研究、それから、福井大学との連携、それから、新たな研究指定校等を考えていくところでございます。

今後については、以下にあるとおりでございます。

次にあるページがICTに関する現在の実計予算の要求についての報告です。

ICT化については、平成27年度にスタートするに当たって、各学校でも使えるようにということで、各学校の整備とともに考えているところでございます。

支援センター内のICTの機器は、主として小さい研修室、後で説明させていただきませんが、研修室と、それから、メディアセンター、この2つで、移動型のPC、コンパティブルの、タブレットでもあるし、キーボードにもくっつけられる、あれを導入する形で、色んな方が使えるようなことを目指しております。

次のページになりますが、教育研究校の推進について、全体像としては、研究校を今これだけ持っております。

右側の方は、現在ある研究校。左の上半分が、現在の研究実践校で、センターを開設した折には、新規で研究指定校10校分を上乗せしようと思っております。

これについては、教育委員会で、この学校はこういう研究をなさいという指定をしてしまうというスタイルをとりたいと思っております。

これ以外には、学校の研究校は、東京都からの委託とか、文科省からの委託とかがあるわけですが、これを見ると、概ね半分近くの学校が何らかの指定を受けるような形に持っていけるのではないかなというように思っております。

次が、相談部会の報告でございます。

教育相談事業については、蓮根がこちらに移転することに伴って、教育相談の内容について、今、詰めているところでございます。

特別支援の関係、いじめの関係、それから、フレンドセンターも出先の機関でありますけれども、教育支援センター内の組織として入ります。これらを整理することを今のところ進めております。

次のページです。

人材コーディネート事業部会ですが、これは学校を支援する地域の方々、大学、企業さんとの連携の仕方について詰めをやっているところでございます。

詳しくは、裏面と、それから、次のページの全体の流れですが、人材のデータ

ベースを教育支援センターに持ってきてまして、そこから照会したり、集約したりというシステムをとりながら、学校がこんな人材が欲しいんだというニーズにこたえられるようなシステムをつくっていくところを進めているところでございます。

次のページ、横版になっている表ですが、現在、進めている大学との連携、8大学と連携しておりまして、既に基本協定を結んでいる大学もあります。

大学の中には、ボランティアを学校に派遣したいであるとか、教育課程の単位にしたいであるとか、色んなお申し出もありますので、その調整を現在しております。

次のページです。

教育支援センターができるに当たっての設置に関する条例を現在策定中です。

名称につきましては、「東京都板橋区教育支援センター」という、そのままの名前を考えておりまして、出先としては、成増の相談所とフレンドセンターがあるということになります。

センターで行う事業は、そこにある5つとプラス1つというようになります。

これを条例として、今のところ、考えてございます。

最後のページです。

全体図の構成となります。

今度の11月7日の竣工式のときには机とか椅子は全然入っていませんので、この写真とは若干違いますが、これからその机、椅子を入れていくという状況になります。

全体図としましては、大きな研修室と小さな研修室、そして、メディアセンターと資料室の4つの部屋と、あと、相談エリアに分かれることとなります。

大きな研修室については、全体で140人程度が入れる部屋になりますが、3つに分割したり、2つと1つに分割することができる部屋となっており使えます。この中では大型スクリーン等が使えるようになっています。

裏面ですけれども、小さい研修室は教室を想定しての大きさということで、色んな実証実験をやってみたり、パソコンの使い方等をここで実際にやってみるところとなっております。

それから、下のメディアセンターですが、ここは壁のないオープンスペースという考え方になります。

およそバレーボールコートぐらいの大きさと考えていただければいいかと思いますが、この中で、ご覧のような椅子を寄せ合って研究をしたり、それから、電子黒板を使って、実際に、それぞれの研究をしたりということに自由に使えるという仕組みを考えています。

机とか椅子がない写真については、現在できているものになっています。

メディアセンターは、床の絨毯敷の模様がこんな感じになっておりますので、当日、見ていただければいいかなというように思います。

説明は、以上でございます。

委員 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野 委員 写真とか全体像を拝見させていただいて、いよいよだという感じがしました。ちょっと細かいところなんですけれども、相談機能の中のフローチャートを今作成中というように書いてありますが、どこに相談すればいいのかというのが分かりやすいような、相談する側の立場に立ったものをぜひ作成していただきたいなと思います。

指導 室長 基本計画にも示してあります総合相談窓口を設けようかと思っています。相談の内容が明確な方は個別のところ相談されるんですけれども、どこに電話していいか分からないという方のために、そういう窓口をつくって、適切な機関につないだり、そこで処理できるものは処理していくという仕組みを、今、検討中です。

青木 委員 具体的なセンターの全体図を見せていただいて、分からないところを聞きたいのですけれども。研修室等のネットの関係は、例えば無線で使えるという理解でよろしいのですか。

指導 室長 これは、全部無線で使えます。

青木 委員 それから、自由研究室等で討議をするときに、例えば我々がこういう部屋をつくったときに、実際に、ホワイトボードが欲しいという話がありまして、ちょっとしたことを、ホワイトボードに書いて整理する、グループワーク室と我々は呼んでいるんですけれども、ホワイトボードが1枚あるとすごくいいというので、結局、グループごとに1つ与えられているようなイメージで作り込んでいて、その辺は、もし検討の余地があれば、お考えいただければと。

指導 室長 ICT機器以外にも、色んな機器が実はこのメディアセンターには入ります。大型の印刷機とかもこの中にある、プリントアウトできるものもある。話し合いのときに書けるようなボードもあります。

青木 委員 以外と、最近、ミーティングをしても、学生、教職員を問わず、ホワイトボードに書いたやつを携帯にとりあえずとるという、そんなやり方が結構多いなと、自身でも感じていますので。

委員 長 電子黒板に書いて、プリントアウトしてもいいですし。

青木 委員 そこまでは、予算の関係もありますので。

委員 長 協議会を拝見しに行くと、いつもホワイトボードを使ってやっておられますか

ら、多分、必需品だと思います。

I C T機器に関しては、どんどん進歩が早いので、ここに置く機械はできるだけ最新のものを常に置いていただけないかと思えます。

ちょっと、あと1点だけ気にしておりますのは、センター長と教育支援センターと指導室の仕事のすみ分けがうまくいけばいいなと思っております。

両方のはざままで落ちてしまうことがないようにお願いしたいなと思っております。

指導室長 その両方のポスト、指導室の仕事が分かれるということも基本になりますが、教育委員会全体の組織の編成を考えてのことですので、どちらの内容も考えていきたいと思えます。

松澤委員 1点だけ。仕組みそのものはよろしいんですけども、どこの部署にどの案件を持っていくというのが、結構、一般の方ですとか、学校関係の校長先生クラスの方でも分からないことがあるということですので、その辺も分かりやすくしていただいて、私たちも結構聞かれることが多いので、その辺の組織のご説明なども一回いただくと助かるかなというように思っています。

また、その仕組みが決まって、組織が分かれて、そちらの長の方が決まってから、こちらの部署はこういうのを担当してというのを教えていただくと非常にありがたいなというように思います。

庶務課長 分かりました。平成27年度に向けて教育支援センターができる、これを1つのきっかけとしまして、今、まさに指摘されたとおり、分かりにくい、色んな仕事に分かれてしまっているということもありますので、それを統一的な形で整理させていただいて、大幅な改定を考えてございますので、近いところで、また、ご説明させていただきたいと思えます。

委員長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

7. 板橋区いじめ問題対策連絡協議会規則(案)及び板橋区いじめ防止対策基本方針(案)について

(指-4・指導室)

委員長 では、次に、報告7「板橋区いじめ問題対策連絡協議会規則(案)及び板橋区いじめ防止対策基本方針(案)について」、指導室長から報告願います。

指導室長 資料「指-4」でございます。「指-4」に加えて、冊子になっています「基本方針(案)」というものをご覧いただきたいと思えます。

前回の教育委員会で、教育委員会の附属機関である専門委員会の規則について

ご審議いただきましたけれども、本日のものは連絡協議会であって、これは区全体のいじめに対する組織という意味合いでございます。

教育委員会だけの組織ではないので、役所としては、総務部と教育委員会が合同で事務局を担っていく合同組織ということになります。

目的としましては、ここに書いてあるとおりですが、この協議会が所掌する事項は、この1番、2番とその他ということになります。

構成員については、ご覧のとおりになります。

任期等は、ここに示しているものでございます。

裏面につきまして、調査部会を実は設けております。この調査部会については、教育委員会の専門委員会もそうなのですが、重大事態が発生したような状況のときに、教育委員会からも区長宛に報告をすることになりますけれども、その調査が不十分だというような判断があった場合に、区長の附属機関として調査部会を持つことになります。

調査部会の組織は、協議会の中のメンバーから位置づいていくという形になってまいります。

冒頭に話しましたとおり、庶務は総務部総務課と教育委員会の庶務課で行ってまいります。これが組織についてでございます。

もう1つの基本方針についてでございますが、冒頭、次長からもお話がありましたとおり、10月末日にこの方針を固めていく予定でございます。

固めるのは、今、お話ししました連絡協議会の中で決定を見るということでございますので、事前に教育委員会でお示しします。

内容については、目次を見ていただきたいと思っておりますが、全体が5章立てになっていまして、第1章がいじめの全体の理解に関するもの。第2章が、いじめの基本方針の概略に関するもの、第3章が具体的な対策、行動計画に関するもの、第4章が、重大事態への対応と、第5章が学校ということになります。

第1章につきましては、いじめがこのような定義で行われていることや、5ページには、いじめが起こる集団についての研究の成果等を載せております。

7ページについては、ネット上のいじめ、これは国の方の法律でも扱われますけれども、こういうことが起こりやすいということを認識するためにつけています。

9ページ以降は基本方針ですが、9ページから基本理念、これは条例に載っているものです。

裏面にあるのは、方針としての3本柱。3本柱は、未然防止、早期発見、早期対応・解決となります。

11ページ以降については、子供についての考え方を示しています。

板橋の条例では、子供は公立学校、幼稚園の子供だけではなく、4歳から高校生年代までを含むということを示しております。

この12ページの途中には、いわゆる公立の学校の子供でない子供のいじめの状況が分かった場合について、教育相談所とかSTARTでも、私立学校の子供さんからのいじめのご相談を受けることがあるので、しかるべき情報共有を行っ

ていくということを示しています。

13番については、組織でございまして、前回は説明したとおりでございます。

17ページ以降が、具体的な対策です。

17ページにある板橋区の対策は、これは区全体として、教育委員会以外の部署も含めて、この対策を行動計画として表しています。

例えば、20ページに行きますと、政策経営部では大人に対してこういうアプローチをしていく、あるいは区民文化部が青少年に対するスポーツ指導者でこういうことをやっていく、子ども家庭部が児童館とか保育園に対してこういうことをやっていくということを示しているものがずっと続いていきます。

教育委員会としての具体的な対応については、27ページ以降になります。

ここでは、これまでやっていることに加えて、幾つか新しい提案をしていく予定でございます。

例えば、32ページを開けていただきますと、一番下に、いじめの授業をちゃんとやりなさいということを改めて規定しています。学期に1回、各学校で、いじめに関する授業を実施するというところをここではお話ししています。

隣の33ページの真ん中に、いじめ問題対策推進校、こういうモデル校を指定して、よりよい学級集団の中でいじめがなくなるような、そんな研究をしてみるということを考えております。

このモデル校の指定は、教育支援センターの中の、先ほどの指定校の中に含んでいこうかなというように思っております。

また、これ以外にも、例えば36ページに、名称は未定ですが、何とかポスト、校長室の前にポストのある学校が多いんですが、それを徹底させることや、24時間の相談窓口等ができないかということも考えております。

また、38ページには、いじめ対応のマニュアル等、そういう指導資料の作成。いじめ対策のアドバイザーが置ければ置くようにしている。今、実際には、S T A R Tがやっていますけれども、そういった専門職。

それから、スクールロイヤーというのは、法曹界と今つながりを持ってきてはいますが、そういった専門的なことをお願いということを記載しております。

これは、およそ第3章でございます。

第4章は41ページからで、これは重大事態が起きたときの留意事項について記載したものでございます。

それから、最後、47ページ以降が第5章で、学校のいじめの防止対策と基本方針について示したものです。

学校の基本方針については、11月末までに学校には提出するようにと、今、話はしております、ひな形を示しましたので、各学校の方針はもうできているものを挙げてくださいますということにしております。

説明は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 対策について、すごく具体的なことが書かれていて、例えば、いじめを防止する授業の実施ですとか、色々な部分でかなり具体的に書かれていて、大変よかったなと思います。

掛け声だけで「いじめ反対」とか、「いじめをなくそう」とかというだけではなくて、具体的にこういう形で取り組んでいるということが皆さんの目に触れていくということで、教育委員会の取り組みなども具体的なものがよく分かるようになっていて、よかったなと思います。

青木委員 私も同感なんですけれども、これは、ちなみに区民の皆さんにどういう形で配付されるのか、見ていただくのかというのは。

指導室長 基本的には、ホームページ上の公開ということを考えていますが、冊子でお渡しできるような状況は、これから、また検討かなと思っています。

青木委員 分かりました。

委員長 大変詳しく、具体的にできているので、非常に結構ではないかと思っております。

指導室長 先ほどの連絡協議会が今月末に予定されていまして、そこでこの基本方針が固まりましたら、また、正式なものはお渡ししたいと思います。

委員長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

8. いたばし魅力ある学校づくりプランの進捗状況について（第3回）

（配－1・学校配置調整担当課）

委員長 では、次に、報告8「いたばし魅力ある学校づくりプランの進捗状況について（第3回）」、学校配置調整担当課長から報告願います。

学校配置調整担当課長 それでは、いたばし魅力ある学校づくりプランの進捗状況について、ご報告いたします。

資料の「配－1」をご覧ください。

今回のご報告は、A、B、C、3つのグループのそれぞれの進捗状況の報告となります。

まず、上板橋第二中学校と向原中学校のAグループでございます。

6月12日、17日に、保護者の方、地域の方への説明会を実施しました。

これまでに協議会を2回、7月22日と9月4日に開催してございます。

協議会での協議の内容でございますけれども、まず、魅力ある学校づくりプランの内容を協議会委員の皆さん全員に再確認していただいた後、学校選択制の学校規模への影響とか、小中一貫教育の取り組み状況、児童生徒数の将来推計、また、区域外就学の傾向などについて話し合いが行われているところでございます。

また、事務局の方からは、検討対象校2校の敷地面積とか建設面積、そういったデータをお示しいたしまして、建蔽率、容積率から考えられる新しい学校の建築面積などの資料を提示しているところでございます。

本日、協議会ニュースを委員の皆様にも机上配付させていただきました。お渡しする時期が遅れてしまいまして、誠に申しわけございません。後ほど、ご覧いただければと思います。

2回の協議会を経まして、協議会委員の皆様には、2校の状況について概ねご理解いただけたものと考えております。

次回は、今月14日に第3回目の協議会を実施する予定でございます。

その場では、新校を設置する場合はどちらの敷地の方がメリットがあるのか等、今までより具体的な考え方をお示しできればというように思っております。

あわせて、先月20日に、この2校の新入学者保護者説明会がございました。

その場で、魅力ある学校づくりプランの説明をさせていただいております。

その中でいただいたご意見、ご質問の中には、統合は決定事項なのかといったご質問のほかに、統合の時期をはっきりしてほしいとのご意見もございました。

また、統合が避けられないのであるならば、統合時期を決定して、固定してくれた方が保護者としては準備しやすいというご意見があり、会場で拍手が起きているような状況もあったということでございます。

次に、板橋第十小学校のBグループでございます。

これまでにPTAの役員の方と意見交換を行いまして、また、通学区域が含まれます町会連合会の仲町支部と大谷口支部の町会長会議の方で、板橋第十小学校の改築について説明を行ってございます。

資料の裏面になりますけれども、本日、9日の夕方から、板橋第十小学校にて、保護者・地域説明会を開催することになってございます。

内容は、いたばし魅力ある学校づくりプランの説明と、板橋第十小学校は近隣校との統合は行わないで、単独での改修になること、また、今後のスケジュールなどについて説明を行ってまいります。

その後は、教職員の方、保護者の皆様や地域の方へのアンケート調査や意見交換などを行ってまいりまして、どのような学校をつくっていったらいいのか、そういった基本計画を策定する準備を開始してまいります。

最後に、板橋第九小学校と中根橋小学校のCグループでございます。

資料にて表にしてございますけれども、これまでに検討対象校2校と近隣の小学校、また、通学区域が含まれます町会などへの説明や意見交換を重ねてきているところでございます。

その中で、板橋第一小学校を改築するとき、板橋第九小学校の適正配置について検討すべきであった、また、周辺校も含めて、複数で協議した方がいいとい

うご意見が非常に多数あったところでございます。

板橋第一小学校につきましては、板橋第九小学校との学校間の距離は近いんですけども、改築が済んでいる学校ですので、グループ編成する際は除外しておいたところでございます。

ただ、皆様方のご意見を尊重する形で、今後は板橋第九小学校と中根橋小学校と板橋第一小学校の3校での協議会を設置する方向で調整を進めております。

8月末に板橋第一小学校のPTAの役員さんとお会いいたしまして、事情を説明してございます。協議会にご参加いただけるように話がまとまっているところでございます。

また、町会連合会の通学区域が入ります4つの支部、仲宿、仲町、板橋、富士見の4つになりますが、そちらの町会長会議の方に出席いたしまして、3校での協議会について説明をしてきているところでございます。

その場では、特に反対意見等は出ていなかったというところでございます。

また、協議会の設置時期でございますけれども、年明けの1月以降になる予定でございます。

理由といたしましては、現在、板橋第九小学校のPTAの皆様が新1年生を増やす努力をされている最中でございます。板橋第九小学校のPTAの役員さんから要請もあったんですけども、新1年生の数に影響が出ないように配慮いたしまして、協議会を設置する場合は、入学者数がほぼ確定する1月まで待つ方向で、今、検討しているところでございます。

今後につきましては、A、B、C、3つのグループとも、PTAの方々との意見交換会は継続していきたいと思っております。今後も丁寧な対応を心がけて、適正規模と適正配置を進めていきたいと考えております。

説明は、以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松澤委員 学校の配置について、結構、自分の方は色々な意見を聞いてきたんですけども、やはり、先ほど保護者の方がおっしゃっておられた期間というものはやはり気になる場所だと思うのですが、協議会の方で、もし、早くそういった期間が決められる状況にあるのであれば、いつからというのを発表することはすごくいいことだと思うのですが、協議会の中で意見が出ていたり、反対の方がまだたくさんいらっしゃる状況下では、やはり強引に進めるということは非常に難しいのではないかなというように感じるのですが、今までどおり進める、やはり色々な意見を聞いていただいて、対応に時間をかけてやっていただきたいなというように感じました。

これからもよろしく願いいたします。

学校配置調整担当課長 期間というのは、統合の時期のことですね。

松澤委員 統合時期の、何年度というのをということですか。

学校配置調整担当課長 新入学者保護者説明会の中ではそういったご意見があったんですけども、その中では、協議会の中で皆さんの意見を聞きながら決めていきたいというようにお答えしているところでございます。

ただ、今は平成29年度末で統合という計画なんですけれども、そこまでに学校の規模が今まで以上に過小規模になってしまう心配もございます。

学校運営上、それが望ましいかどうかというところも、あわせてしていく必要があるかと思えます。

いずれにしましても、皆様の意見を聞きながら、調整を図りながら、丁寧にしていきたいと思っております。

松澤委員 よろしくお願いたします。

高野委員 板橋第九小学校の件なんですけれども、これから新入学の予定をされている方たちに影響が出ないように、平成27年7月以降に協議会を設置するという事なんですけれども、そこで板橋第九小学校を選んだ方たちに、自分たちが選んだ時点でそういう情報というのは入っているのでしょうか。

これから1年生で入るということは一番長く板橋第九小学校にかかわっていくわけですから、そういう方たちには十分に状況が伝わっていないといけないと思えますが、その辺はどうなんでしょうか。

学校配置調整担当課長 まず、新1年生の保護者の方に配付します学校案内の中で、学校適正配置のページを1枚入れてあります。その中では、板橋第九小学校については、過小規模であって、今後、協議を進めていくというような表現の資料が入っております。それを見て、お問い合わせをいただいているのが何件か、我々の方にも入っている状況がございます。

また、学校説明会を今までに開催しております、新1年生の保護者の方から統合に関する質問が、学校の方に上がっているという状況がございます。

いずれにしましても、これから協議会を立ち上げて、検討していくんですよということで、未定でございますという説明をさせていただいております。情報としては、そのような新1年生の方には伝わっていると認識しております。

高野委員 きちんと情報が伝わった上で選択していただけるのが一番いいかと思えますので、そのように対応していただいて、ありがとうございます。

委員長 先日の代表質問の中で、例えば板橋第九小学校と中根橋小学校が統合したりすると、生徒数が多いので校庭が狭過ぎるのではないかというご質問のようなものがあつたんですけども、生徒数と校庭の広さというのは規定があるのですか。

学校配置調整担当課長 規定がございます。小中学校設置基準というものがございまして、計算式がございまして、例えばですけれども、運動場の場合、小学校ですと、 $2,400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$ という計算式があるんです。それに当てはめて計算すると、やはり板橋区の中の学校で、全ての学校が、今、基準を満たしている状況ではございません。

ただ、中根橋小学校と板橋第九小学校が仮に統合した場合、例えば中根橋小学校の校庭が基準を満たしているか等、危惧するところはあるところでございます。

ただ、統合するときは、当然のことながら、通学区域周辺部と通学区域の調整も入ってまいりますので、そういった運動場の不足がないように調整はしていく予定でございます。

委員長 確かに、今現在でも、常盤台みたいに狭い学校がありますよね。そういうところは基準を多分満たしていないけれども、別にそれは違反ではないのですか。違反というか、問題は問題ですよ。

学校配置調整担当課長 そうですね。満たしていないのは問題かどうか。あくまでも、これは基準らしいので、このぐらいあると好ましいということだと思います。

なので、中根橋小学校と板橋第九小学校につきましては、先ほど言いました通学区域とか周辺校と調整しますので、できる限り基準にのっとりように対応していきたいと思います。

委員長 あとは、仮に統合するとしたときに、その統合する時期が、2年、3年とかそういう先の日程ですと、その間、恐らく入学する子がいなくなってしまうと、非常にうまくない時期がやってくるのではないかと思いますから、統合する時期は、もう決めるんだったら、なるべく近い時期の方がいいかと思います。

学校配置調整担当課長 そうですね。先ほどの中学校のときの皆さんのご意見というのは、統合の時期を確定してほしいというのがあったんですけれども、さらに、前倒しにするというのも1つの考えなんですけれども、在学している保護者にとしてみると、卒業するまでいたいとなってしまうので、なかなか難しい面もあるんですけれども、そちらも協議会の中で、そういったご意見を斟酌しながら考えていきたいと思えます。

松澤委員 今のご意見をいただいて、今現在、子供たちが通っているわけですから、その保護者の方だったり、その地域の方だったり、協議会の方が、私たちが決めるのではなく、そちらの方でよりよい方法で決めていただくのがよろしいと思うので、自分は、その地域の方、協議会の代表の方がしかるべき対応を決めていただく方が、多分、地区でも考え方が違うと思いますので、よろしいかなということで、ぜひ、時間をかけてやっていただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

学校配置調整担当課長 統合時期や新しい校舎を建てる場所などは、協議会の方で決めることになって
ございます。

必要があれば、教育委員会の考えを示すことも必要かと思ひますけれども、あ
くまでも協議会の中で決めていただきたいと考へてございますので、そのように
対応していきたくと思ひます。

委員 長 では、よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

9. その他

(学-1・学務課)

(指-5・指導室)

(指-6・指導室)

委員 長 では、その他、報告事項がありましたら、よろしくお願ひします。

学務課長 資料「学-1」をご覧ください。

「区域外就学の許可通知の誤送付について」、ご報告いたします。

初めに、今年度、区を挙げて個人情報に関する事故防止対策の強化を図ってい
る中での今回の事態となりました。申しわけございません。

事故の概要と内容でございます。

区立小学校の区域外就学の申請に対する許可通知を保護者宛に送付したところ、
誤って、違うご家庭に送付したことが9月30日に判明いたしました。

1、対象者及び誤送付した書類でございます。

対象者は1名分。送付した書類は「区域外就学の許可通知」で、通知には、保
護者氏名、住所、学校名、学年が記載されておりました。

2、経過でございます。

9月24日、学務課職員が通知を2名分封入しまして、翌日、郵送いたしまし
た。

9月30日、通知を受け取った保護者Aから「他の家庭の通知が入っていた」
とのご連絡をいただき、直後に、職員がA宅を訪問し、お詫びの上、通知を回収
させていただきました。

また、本来、送付すべきご家庭の保護者Bさんに対しては、電話でお詫びをし、
状況をご説明の上、通知は郵送させていただくことといたしました。

3、発生原因でございます。

本来、通知は、誤送付を防止するため、窓あき封筒を使用しております。しか
し、今回は、保護者Aが転出前の住所への送付を希望されていたため、普通の封

筒に宛先を手書きしまして、通知を封入いたしました。その際に、誤って保護者B宛の通知を封入したものでございます。

職員の封入の際の不注意と複数での確認を怠ったため、今回の事故となりました。

学務課では、個人情報保護については日ごろから注意喚起を行っておりまして、封入の際は必ず複数でチェックをする体制をとっておりましたが、今回はそれができておりませんでした。

改めて、注意喚起をするとともに、今後については、複数確認をしたことが目で見て分かるように、郵送物に確認が行われたかどうかの点検表をつけて、対策を強化することとしました。

説明は、以上でございます。

委員長 本来なら、転出前の住所を封筒に書かなければいけないものを、別の住所を書いたということですか。

学務課長 通常は、プリントアウトした通知文に、その方のご住所とお名前が入っておりまして、それを折りたたんで、窓あきの封筒に入れてお送りするんですが、今回、この保護者の方が、転出後のプリントされていた住所ではなくて、今、お住まいの現住所のところに送ってくださいということでしたので、封筒は別にいたしまして、普通の封筒に現住所といいますか、送ってほしい住所の宛先を書きまして、プリントを入れましたところ、プリント自体がBさん宛の通知だったものです。

ですので、封筒も通常とは違うものを使って、相当注意したつもりなんだろうけれども、別の方のものを入れてしまったということです。

委員長 そのとき、Bさんには何も。

学務課長 Bさん宛には何も行ってないんです。

委員長 当然、2通送らなきゃいけないわけです。

学務課長 そうなんです。Aさんの本来のものについては、窓あき封筒に入れまして、新しい住所の方に送られたのですが、転送されまして、Aさんの今の住所のところに届きました。それはそれでAさんのもとに行っただけなんですけれども、Bさんのものは間違えて、Aさんの方に行ってしまったので、それが事故になってしまったということでございます。

ちょっと複雑なんですけれども、そんな事情でございます。

委員長 では、Aさんは、実際にはもらわないんだけど、2通行っちゃったという。

学務課長 Bさんのものごと自分のものと、両方着いてしまったということでした。

委員長 分かりました。中身は分かりました。

ただ、すぐたくさんをやる時は、例えば複数で確認してもいいんですけども、わずか2通ぐらいのものを複数で確認するというのは税金の無駄遣いみたいな気がするので、本人がしっかりやればいいんじゃないかという気もいたしました。

学務課長 ご指摘のとおりで、本人の不注意でしたので、注意喚起をいたしました。改めて、改善してまいりたいと思います。

委員長 それから、指導室長の方はございますか。

指導室長 「指-5」でございまして、昨日、報道発表した個人情報の紛失の事故のものでございます。

子供さんが特定されないようにということで、保護者の方からご要望がありましたので詳しいことまではお話しできませんが、区内の小学校で、転入の子供さんがあった。

転入した際には、前の学校から色々な子供の個人情報に関する書類が送られてくるんですが、前の学校の職員が手渡しで副校長に渡したということなんですが、この副校長が渡されたということそのものも失念している状況、記憶がない状況で、10月になって「書類が来ていません」ということで連絡したら、「いや、届けましたよ」ということで発覚したというものでございます。

発覚したのは10月2日ということでございまして、そのときには副校長は記憶が全くないということでした。

個人情報として入っていたものは、角形の、いわゆる普通の大きな封筒に、子供たちの指導要録、住所とか生年月日が含まれているもの。それから、健康診断の記録、身長とか体重とかが含まれている。それから、結核の問診票、これは保護者の方が書いたものです。それから、保健調査票、これも保護者の方が書いたものです。これらの記録が載っている。それから、児童のゴム印。ゴム印として使う、これが入っておりました。

これらにつきまして、学校で、10月2日以降、土日も含めまして探しておりましたが見つからずに、報道するに至ったということでございます。

今朝の新聞では、読売新聞さんが取り上げておられました。そのほかのところからは、昨日も情報のお問い合わせはありませんでした。

学校の方も、今朝の時点で、保護者の方からの問い合わせは特にないというところでございます。

個人情報の扱いは、前回の9月にも転入児童・生徒の関係で起きたばかりですので、明日、また、定例校長会がありますけれども、徹底していきたいというように思っています。

以上です。

委員 長 この資料によりますと、「前在籍校から送付され」とありますけれども、今の指導室長のお話だと、手渡ししたという。

指導室長 手渡しです。

委員 長 送付ではなく、手渡し。それが、だから、どこで手渡ししたのか。当然、副校長さんは覚えていないんでしょうけれども、渡した方は覚えていらっしゃる。

指導室長 渡した方は職員室で。

委員 長 その学校の。

指導室長 その学校に来て。

委員 長 新しい学校の方の、転入先の学校の。

指導室長 来て、職員室の中の副校長のところに行って渡した。

委員 長 では、仮になくなっているとすると、移った学校の副校長の周りでなくなった。

指導室長 と考えられます。

委員 長 ということは、外で持ち歩いて電車の中で落としちゃったとか、そういう可能性は少ない。

指導室長 それはないです。それはありません。

委員 長 では、外にこれが広まっているというようなことは、結果としては、今、出ていない。

指導室長 ないです。

高野委員 これは転入されたのが4月なんですか。もし4月だったとしたら、随分長い間気がつかなかったのかなというような気がしたんですけれども。

委員 長 やっぱり重要な書類は、手渡しの記録というか、一応、それをチェックするのは面倒くさいですけれども、していかないと、結局、受け取った方が覚えていないなんていうことは余りよくないかなと。

 個人的なことですけれども、私もすぐ忘れるんで、一応、何かあったときは必

ずいつも手帳に書き込んでいるので。忘れるときはしょっちゅう見えています。
ということで、ほかにございますでしょうか。

指導室長

「指-6」の資料でございます。

先日の台風18号のときの学校の状況でございます。

臨時休業した学校はご覧のとおりでございます。

小学校は、「天津を含む」と書いてございますが、天津は寄宿舎が隣にありますので、学校としてはやっております。

学校を実施した校数は、小学校2校、中学校7校の計9校です。

一番右にある「振休」というのは、土曜日、日曜日に運動会があった学校は当初より月曜日が休みということでございまして、これらの学校は12校ということでございます。

なお、6日の月曜日が榛名移動教室に行った学校が2校ありますが、朝の出発が難しいということで、事前に協議しまして、14時半に出発ということで、昨日、帰ってきたところです。

台風の時の体制ですが、ガイドラインとして学校に示していたのは、午前6時で特別警報、あるいは大雨及び暴風の警報が出ていたときは臨時休校というのをガイドラインとして各学校には示していただきましたので、判断するのは校長先生ですがということはいっていましたけれども、教育委員会としては、その危険水準は示していたというところです。

それに従って判断することになります。今度は台風ですので、事前に6時の時点でそれだけの警報が出るだろうと予想していたところの学校については、前日の曜日の段階で既に保護者にはメール等も配信し、既に金曜日のときにも、休校を決定していた学校もありました。それが、大体半分ぐらいの学校です。

当日、決定した学校がこの二十数校で、実施するという事になった学校は9校ということになりました。

実施する学校については、状況は様々ですが、朝はそれほど風がなかったという状況もあったので、学校に来てしまって台風をやり過ぎた方が安全ではないかと判断をした場合が多いです。

また、地域の状況で、学区域が比較的狭い学校か、保護者の方がお昼ご飯に困る世帯が多いという場合の学校が、学校によって給食を食べさせる必要性が高いということで判断して実施しました。

結果的に、9校が実施した。そういったことから、保護者の方からも問い合わせが、休んだ学校であっても、そうでない学校であっても色んなところから各学校に問い合わせがあったようです。

指導室にも10件程度のお問い合わせがあって、「練馬区とかは休みなのに、どうしてうちはやっているのか」というお問い合わせとか、「中学校がやっけて、小学校はどうして休んでいるの」とか、色んなお問い合わせがあったりもしましたが、状況としてはこういう状況です。

来週、台風19号が、恐らく火曜日あたりに接近することが予想されて

いますので、校長会と少し対策をとりながら、来週の対応については詰めていくといったところです。

教 育 長 私としては、大変、今回の事態について、危機管理の視点から問題だと思っています。

教育委員会としては、指導室長が申しあげましたように、「ガイドライン」という言い方ですけれども、1つの休校の判断の基準として、朝の6時の時点で警報が出ていれば休校にするということを示したつもりでございました。

そういう意味では、土日が入りましたので、先週の金曜日の時点で、保護者にも、一応、そういう基準で、月曜日の朝6時の時点で警報が出ていれば学校は休校だということを事前に認識していただくために、学校を通じて、そういうガイドラインについては周知もするということでの通知も金曜日に出させていただきました。

ところが、結果として、その通知も学校から家庭にしていない学校もありました。

当日、当然、ガイドラインがあったにもかかわらず、校長判断だというようなことの中で、これだけの学校が休業しないで授業を行ったということについて、そういう意味では、こういうことがないようにということで、事前の対策をとっていたつもりだったんですけれども、私どもと、学校、各校長との認識のずれがあったということでした。

そういう意味では、ガイドラインの文言が、校長判断というようなことが最終的に入っているようなガイドラインだったものですから、校長としては、示されてはいるけれども1つの目安ということで、最終的に校長がやるかやらないか判断するんだというような認識を持たれていた校長もいたようです。

こちらから金曜日に出した文書の表現も少し幅がある表現のようにとられたというようなことで、実は当日こういう事態が生じてしまいましたので、臨時の代表校長会を開きまして、代表校長の方と、色々、今回の事態について状況を協議したんですけれども、そのときには、代表校長の方からは、そういうとり方もできたんじゃないかというような指摘もありましたので、今回、代表校長の方と、ガイドラインといたしましょうか、具体的な対応の仕方について、もう少し明確にきちんとできるようなことを、今、検討しております。

それから、台風19号ですけれども、また、今度は3連休、土曜日と連休を挟みますので、金曜日からすると4日後になってしまうということで、多分、事前に、明日の時点で火曜日の学校の休校を決めるということにはなかなか至らないというように思っております、先ほど申しあげました、区としては、6時の時点で警報が出た場合は自動的に休校にするということについては、文章をできれば今日の時点で各学校に出して、明日、校長会がありますので、校長会でも周知を徹底して、仮に火曜日の時点で19号の影響から6時の時点で警報が出ているといった場合には、必ず全校で休校するというような対応ができるように、しっかりしたいというように思っています。

そういう意味では、色々な形で、区民の方からも、保護者の方からも、また、議会からも色んなご指摘、ご批判等をいただいておりますので、大変申しわけなかったと思っておりますけれども、その点についてはしっかり対応してまいりたいと思っております。

また、新たな文書ができ上がりましたら、教育委員会の方にもお示しさせていただきますように思っております。

大変、申しわけありませんでした。

委員 長 要するに、教育委員会としては、一斉休校にするという指示はないんですか。

教 育 長 したつもりだったんです。

委員 長 あくまでも、各学校の校長の判断が優先されたという。

教 育 長 そういうように取られてしまったということです。教育委員会としては、自動的に6時の時点で警報が出たら休校なんだという意味をもってガイドラインを定めたつもりだったんですけれども、その文書のある部分に、基本的に学校の休校等を決めるのは校長に一義的権限があるというような文言が入っていたものですから、どうも、その基準に該当していながら、その校長の最終的な権限というところが優先されてしまったということで、私どもとしてはそういう想定はしていなかったものですから、当然、6時の時点、前回の18号の場合には、前日、日曜日の夜の時点で警報が出ておりましたので、当然に休校だというように認識していたんですけれども、調査をかけましたら、そういう状況になっていなかったものですから。

青木委員 全く同じような立場で、私も決定する立場だったので、今、教育長の言われたことは、私自身も重く捉えて考えています。

こういうのは、我々のところも実は、情報集約が全くできていなくて、具体的に言うと大きい大学だったので、完全に学部でばらばらの判断をしてしまって、結局、お詫びをしなければならない形になりました。

その中で、多分、おっしゃるとおり、今度の台風19号も含めて、こういう週末で休みが入るときには、事前に統一的な見解を出してしまうか、あるいは、休みであろうが、なるべく学校の全部の情報を集約して、全体的にはこういう形ですよというのを校長先生とやりとりするかという、どちらかの対応を必ず求められるかなというのを感じましたので。

教 育 長 すみません。

青木委員 いや、自分の反省も込めてなんですけれども、これはやはりきちんとやっていった方がいいかもしれないですね。

それから、我々の場合は、学生も含めてなんですけれども、こういう手帳を渡して、そこに災害の場合の対処というので、一応、彼らがネットだとか、メールだとか、仮に連絡がいかなくても何かの形で判断できる文章を、もちろんそれは小学校、中学校の場合は校長先生レベルにそういうものが渡っているということが多分非常に重要になってくるのかなというのを今回の反省として感じました。

その辺も含めて、来週、余りこういうことがないようにと思います。よろしくお願いします。

委員長 それでは、よろしくお願いいたします。ほかにございますか。

指導室長 冊子になっている学力調査の結果を置かせていただいております。

前回の教育委員会で、A3判で概要だけお話しして、無回答率も結構ありますという話をいただいておりますけれども、その詳細版が、今、できましたので、机上ですが、お配りしました。

例えば、どういう問題かということで若干のお話をさせていただきますと、例えば10ページあたりの、これは小学生の問題ですが、この時間の中の条件で、こういうのを書きなさいと、これがちょっと弱い、こういうようなことです。

同様の問題が13ページにもやっぱりあるんですけども、この2つの詩を比べてというようなことですが、こういうのを取り上げて書くとか、この言葉を使いなさいとかという条件のもと、また、この字数で書けるとなると、無回答率が33%、3分の1は手がつかないという状況です。

そういうものが後半の方の無回答率についても分析をしたものがありますので、見ていただければいいかと思います。

数学とか算数で、47ページあたりの算数で比較的無回答が多かったものの例を載せています。これは6畳の畳の部屋にどうやって畳を敷くかという、こういうクイズのような問題なんですけど、取り組めない子供が7%程度いるというようなことが無回答の子の状況でございます。

今日は時間がないので詳しくご説明できませんが、この間の概要版の詳細版ということで見ていただきたいと思います。

明日、校長会でもこれを配付して、詳しく説明する予定です。

以上でございます。

委員長 とにかく、文章をつくるというのがなかなか弱いところだと思っております。小学生に限らず、高校生でもひどいという話は別のところで聞いてきました。

青木委員 大学生でも同じでございます。

委員長 そうですか。

青木委員 レポート課題などをインターネットの文章を色んなところからコピー・アンド・ペーストしてつくって、文章のつながりができていない技術レポートが目立ってきています、他大学でも同じ意見が多い状況です。

委員長 ほかに、ございますでしょうか。

(なし)

委員長 では、すみません。若干、時間が押してはいますけれども、私の方で報告させていただこうと思います。

すみません、私の方は、時間がないので次回にやります。

ほかにありますでしょうか。

(なし)

委員長 それでは、何もなければ、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後 00時 04分 閉会